

— 平成22年度税制改正 — 個人の税金はこう変わる！

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



平成21年度分の個人所得税や贈与税の確定申告が無事終わり、みなさんホッとしているところかと思います。そこで、その記憶も鮮明なうちに、新政権初となる今年度の税制改正を、これまでとの違いなどを確認しながらひとまず概観してみるという作業は、とても有効であろうと思います。その上で税務上有利な適用を早めに確保するということも可能になります。

今月号では、平成22年度の税制改正で関心が高かった個人に係わる税金のうち、所得税については所得控除などを中心に、そして贈与税については住宅取得等資金贈与について、改正のポイントを取り上げてみたいと思います。

各改正点につきましては、適用の時期などにご留意いただき、今年度分以降の確定申告の下準備にお役立ていただければと思います。

〔質問1〕

個人所得関係では、子ども手当が目玉され、扶養控除については様々な議論がなされましたが、結局どのように変わるのですか？

〔回答〕

「諸控除を見直し子育て世帯に手厚く」という結果に落ち着きました。所得控除の廃止・縮減などで増税になる一方、子ども手当などが創設されて子育て世帯の家計の負担は軽減されます。なお、児童手当は廃止されますが、配偶者控除の廃止は今回は見送られました。

ここでは、個人所得関係の主な改正ポイントとして(1)扶養控除などの見直し、(2)少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置、(3)生命保険料控除の改組、(4)租税特別措置の廃止・

縮減・延長等の4項目について取り上げます。

(1) 扶養控除などの見直し

子ども手当などの創設に伴い、住民税もあわせて以下のような見直しが行われます。

① 扶養控除の一部廃止・縮小

イ. 年少扶養親族（「扶養親族のうち、年齢16歳

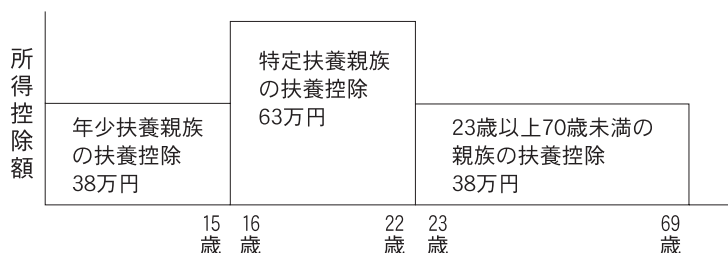


図1：扶養控除（所得税）の見直し（改正前と改正後）

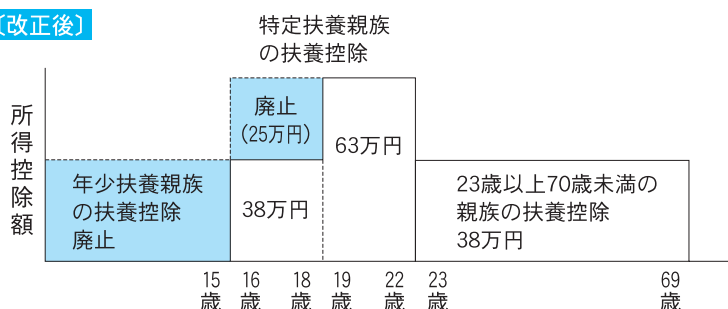
扶養控除の見直し		所得税	個人住民税
年少扶養親族 (扶養親族のうち16歳未満)		従前38万円→改正後廃止	従前33万円→改正後廃止
特定扶養親族	16歳以上19歳未満	従前63万円→改正後38万円	従前45万円→改正後33万円
	19歳以上23歳未満	63万円	45万円
23歳以上70歳未満		38万円	33万円
70歳以上	老人扶養	48万円	38万円
	同居老親	58万円	45万円

扶養控除（所得税）

〔従前〕



〔改正後〕



同居特別障害者控除 所得税：40万円→75万円に改正（住民税：30万円→53万円）
 配偶者 ┌
 扶養親族 └ が同居特別障害者である場合の35万円加算は廃止（同23万円加算は廃止）

未満の人」をいう。以下同じ）に係る扶養控除が廃止されます。

ロ．特定扶養親族（「扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人」をいう。以下同じ）のうち、年齢16歳以上19歳未満の人に係る扶養控除の上乗せ部分25万円（個人住民税は12万円）が廃止され、扶養控除額が38万円（個人住民税は33万円）とされます。

* この改正は、平成23年分以後の所得税及び同24年度分以後の個人住民税について適用されます。

② 同居特別障害者加算の特例の改組

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円（個人住民税は23万円）を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に35万円（個人住民税は23万円）が加算されます。

* この改正は、平成23年分以後の所得税及び同24年度分以後の個人住民税について適用されます。

③ 各種手当等の取扱い見直し

次の各種手当等について、所得税及び個人住民

税を課さないこととされるとともに、国税及び地方税の滞納処分による差押えが禁止されます。

- イ. 子ども手当
- ロ. 高校の授業料実質無償化
- ハ. 父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当
- ニ. 求職者支援給付
- ホ. 新たに雇用保険制度の対象となる人が支給を受ける失業等給付

(2) 少額上場株式等の配当所得などを非課税

平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化（従前は10%軽減税率）にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されます。非課税措置の概要は次のとおりです。

- ① 金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座^(注)において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」という）に係る配当等で、その非課税口座の開設日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきもの（その金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る）については、所得税及び個人住民税は課されません。
- ② 非課税口座の開設日の属する年の1月1日から10年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税が課されません。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされます。

(注) 非課税口座とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である人に限る）が、金融商品取引業者等の営業所に対し、非課税口座開設届出書などを提出することにより平成24年から同26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限る）をいいます。新たに取得した

上場株式等（非課税口座を設定した時からの取得対価の合計額が100万円以内のものに限る）などを受け入れることができます。

(3) 生命保険料控除の改組

「生命保険料控除」を改組し、次のイからハまでによる各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされます。

- ① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除
- イ. 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」という）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額4万円の所得控除（介護医療保険料控除）が設けられます。
- ロ. 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされます。
- ハ. 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされます。

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

- ② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除
 - 平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」という）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額5万円）が適用されます。
- ③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除の計算
 - それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限4万円)となります。
 - イ. 新契約の支払保険料等については、上記①ハにより計算した金額
 - ロ. 旧契約の支払保険料等については、従前の

計算式により計算した金額

*この改正は、平成24年分以後の所得税及び同25年度分以後の個人住民税について適用されます。

(4) 租税特別措置の廃止・縮減・延長等

[廃止・縮減等されるもの]

① 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限が2年延長されます。

*この改正は、平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

② 使用者から給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止されるとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている人に対しては、本特例を引き続き適用するための必要な経過措置が講じられます。

[延長・拡充等されるもの]

① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されます。

② 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されます。

③ 所得税の寄附金控除の適用下限額が2千円(従前5千円)に引き下げられます。

*この改正は、平成22年分以後の所得税について適用されます。

[質問2]

贈与税では、住宅取得等資金の贈与の特例の拡充が注目されていましたが、資金贈与に関する制度は、どのように変わるのですか？

[回答]

直系尊属(父母、祖父母、曾祖父母)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が拡充されました。

住宅取得資金非課税特例の改正ポイントは次のとおりです。

(1) 住宅取得等資金の贈与の非課税限度額の引上げ
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられます。

① 非課税限度額(従前500万円)が次のように引き上げられます。

イ. 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人……1,500万円

ロ. 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人……1,000万円

*平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人は、改正前の制度(非課税限度額500万円)と選択して適用できます。

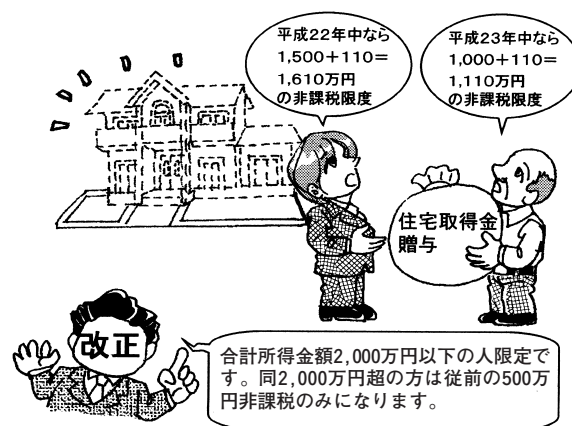
② 適用対象者
贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の人に限定されます。

*従前の500万円非課税措置については、所得制限はありません。

③ 適用
平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用され、その適用期限は平成23年12月31日(従前は平成22年12月31日)までです。

<参考>

暦年贈与の基礎控除110万円は、従前どおり使えますので、平成22年中であれば1,610万円まで、平成23年中であれば1,110万円までが非課税限度ということになります。



(2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例の上乗せ分の廃止

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（従前1,000万円）の特例が廃止されます。ただし、年齢要件の特例（贈与者である親の年齢制限なし）の適用期限は2年延長されます。

* 資金贈与に関しては、「暦年贈与」「相続時精算課税」「住宅取得等資金非課税特例」の3つの贈与制度がありますが、図2はそれぞれの概要を示しています。また3つの贈与制度について、相続が発生した場合の取り扱いの違いなどについては図3に示されています。

<参考>

相続時精算課税制度の適用を受ける親子間の贈与では相続時精算課税の特別控除2,500万円と合わせ、平成22年中であれば4,000万円まで、平成23年中であれば3,500万円までが非課税限度ということになります。

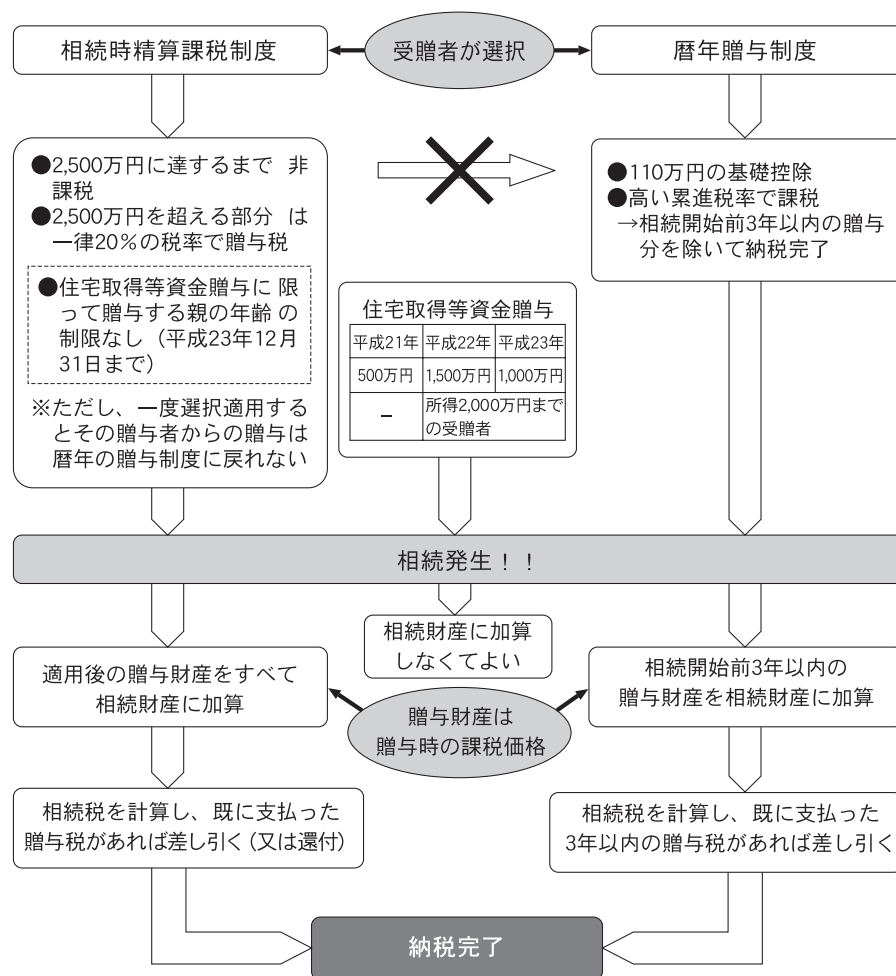
相続時精算課税制度とは、65歳以上の親から20歳以上の子への生前贈与を2,500万円まで非課税にし、超える部分は一律20%の税率で贈与税が課税されるというものです（平成23年12月31日までの住宅取得資金贈与については65歳未満の親からの贈与も特例の対象となります）。ただし、相続時精算課税適用後の贈与財産はすべて相続財産に加算され相続税の課税対象になります。

図2：暦年課税と相続時精算課税及び住宅取得等非課税特例の概要

	暦年贈与	相続時精算課税贈与		住宅取得等資金非課税特例		
		一般枠	住宅取得等資金	平成21年	平成22年	平成23年
贈与者(意思表示の可能な人)	親族ほか第三者からの贈与を含む	その年1月1日現在65歳以上の父母	父又は母(年齢制限なし)	直系尊属(父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母…) (年齢制限なし)		
受贈者(意思表示の可能な人)	意思表示の可能な人 年齢制限なし	その年1月1日現在20歳以上の直系 卑属である相続人 (代襲相続人を含む。養子でもOK)		その年1月1日現在 20歳以上の直径卑属		
控除額 (非課税枠)	基礎控除(毎年) 年110万円	特別控除 2,500万円	特別控除 2,500万円 (1,000万円上 乗せは廃止)	500万円	1,500万円 ※	1,000万円
				所得2,000万円 までに限る		
選択手続	贈与を受けた年の翌年 3月15日までに申告 (基礎控除以下なら申告不要)	贈与を受けた年の翌年 3月15日までに申告				
税率	超過累進税率 10%~50% (6段階)	制度選択後の贈与を累積して、 累計額から 特別控除後一律20%		超えた部分について、相続時精算 課税、暦年贈与、それぞれのしく みで課税		
相続発生時の 相続財産への 加算	相続で財産を取得した者 については、贈与時点から 3年以内に贈与者に相続 が発生すると加算して 相続税が課される(贈与 税非課税分も)	贈与財産を贈与時の価額で相続財産に 加算(相続税を超えて納付した贈与税 は還付)		非課税の特例のため 相続財産への加算なし		
特別控除の 複数適用	なし	父母(養父母)からそれぞれ可能		なし		
適用期限	なし	なし	平成23年12月31日 までの贈与	平成21年1月1日から 平成23年12月31日までの贈与		

※平成22年は、500万円(所得制限なし)
1,500万円(合計所得金額2,000万円まで) } 選択適用

図3：3つの贈与制度と相続税



〔まとめ〕

個人所得関係の扶養控除などの見直しは、相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて定額の現金給付を行うことで、相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことを目的として見直されたものです。しかし、現行制度においては税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度に関する負担に影響が生じることになります。配偶者控除の廃止は今回は見送られましたが、今後については、所得再分配機能回復等の観点から給与所得控除の見直しや、税率構造の見直しなどの所得税改革も検討されています。

住宅取得資金贈与の非課税措置の拡充は、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの観点から見直されました。この制度をうまく活用

すれば、現役世代のマイホーム取得の夢実現は相当早くなるのではないのでしょうか。しかし、今回紙面でご紹介しきれない要件、対象住宅や手続きなど複雑になっていますし、また人の一生の所得を清算する相続税とも関係しますので、税の専門家に相談しながら親族間で十分な話し合いをするなど、くれぐれも慎重に検討されることをおすすめします。相続税については、格差是正の観点から、平成23年度改正を視野に、課税ベース、税率構造の見直しなどが検討されています。

今回の税制改正の特徴の一つは、民主党政権下で今後4年間に行おうとする税制改正の方向性が明確にされている点です。今後の政局の行方はわかりませんが、来年以後の議論も視野に入れた上で、今年の税制改正を捉えておく必要がありますね。